



消費税対策セミナー

軽減税率制度や経過措置について

平成31年10月1日より消費税が10%に引き上げられると同時に、「軽減税率制度」が実施されます。本制度は、対象品目の税率は8%のままとなり、8%と10%の複数税率になるため、領収書や請求書等新たな事務作業が必要となります。また、増税前に注文・契約等具体的な取引をしている場合には経過措置が公表されており、全ての事業所に影響があります。本セミナーでは、税理士を講師として国税庁のQ&Aを踏まえながら、軽減税率制度の最新情報や制度に向けた対応策、注意すべき経過措置について説明いたします。

<日 程> 平成31年2月6日(水)
13:30~16:00

<会 場> 愛媛県生活文化センター
2階 第1研修室
(松山市北持田町139-2)

<講 師> 税理士 山内 実 氏

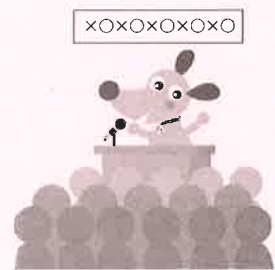
<受講料> 1,000円
(非会員 3,000円)

<申し込み> 下記申込書でFAX または 郵送にてお申込みください。
〒790-0067 松山市大手町2-5-7 商工会館2階
愛媛中小企業指導センター内
(公社)松山法人会(担当:岩本)

電話:089-941-7711 FAX:089-947-4251

※一事業所から何名様でも受講できます!(申込書に連名でご記入ください。)

※一般の方もご参加いただけます。



平成30年度 消費税対策セミナー

申込日 平成 年 月 日

事業所名:

電話番号:

FAX 番号:

受講者氏名 (ふりがな)

受講者氏名 (ふりがな)